

# 令和7年度 元気輝きポイント制度 ポイント管理責任者・副責任者のしおり

市民の皆様の健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても住み慣れた場所で安心して、いきいきと暮らしていける地域づくりを推進するため、**自助**（自身の健康づくり）と**互助**（地域での支え合い活動等）を多くの方に取り組んでいただくための仕組みとして、「元気輝きポイント制度」を実施しています。



対象となる活動を行い、「元気輝きポイント手帳」にポイントを1年間貯めることで、報奨金が支給される制度です。

## 目次

1. 元気輝きポイント制度対象活動及び団体登録要件について	… 1ページ
2. ポイント管理責任者、副責任者の役割について	… 3ページ
3. ポイント手帳の使い方について	… 5ページ
4. ポイントスタンプの取り扱いについて	… 6ページ
5. 同一活動日のポイント付与の制限について	… 6ページ
6. ポイントスタンプの押し方について	… 7ページ
7. 新型コロナウイルス感染症等感染防止対策について	… 9ページ
8. その他	… 9ページ

## 令和7年度の元気輝きポイントの付与期間

令和7年10月1日（水）～令和8年9月30日（水）

問合せ先 東広島市役所 健康福祉部 地域包括ケア推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話082-420-0984 fax082-426-3117

# 1 元気輝きポイント対象活動及び団体登録要件について

(1) 元気輝きポイントの対象となる活動とポイント数 ※年齢は、令和7年10月1日時点の年齢です

## 1. 支えるポイント：高齢者を対象とした支援活動

対象	ポイント数	内容
40歳以上	30 ポイント	<ol style="list-style-type: none"><li>元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動<ol style="list-style-type: none"><li>地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動</li><li>地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動</li><li>地域住民が主体的に行う高齢者への配食活動</li><li>地域サロンのポイント管理責任者活動</li><li>「通いの場」<sup>※1</sup>のポイント管理責任者活動</li><li>趣味活動及びスポーツ活動<sup>※2</sup>のポイント管理責任者活動</li><li>市民が運営する認知症カフェの世話人活動</li></ol></li><li>見守りセンター登録（年1回）（令和7年10月～令和8年9月末まで）</li><li>認知症センター養成講座講師（キャラバンメイト）活動</li><li>認知症高齢者への傾聴おはなしボランティア</li><li>コミュニティ健康運動パートナーの「通いの場」<sup>※1</sup>に関する活動</li><li>フレイル予防アドバイザーのフレイル予防普及啓発活動</li><li>元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加者で、1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動 ①地域サロン、②「通いの場」<sup>※1</sup>、③趣味活動及びスポーツ活動<sup>※2</sup></li></ol>

## 2. 参加ポイント：介護予防活動

対象	ポイント数	内容
65歳以上	10 ポイント	<ol style="list-style-type: none"><li>元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加<ol style="list-style-type: none"><li>地域サロン、②「通いの場」<sup>※1</sup>、③趣味活動及びスポーツ活動<sup>※2</sup></li></ol></li><li>いきいき健康づくり施設<sup>※3</sup>の利用（個人利用に限る）</li></ol>

## 3. 市主催行事等ポイント：市主催行事・健診受診等

対象	ポイント数	内容
40歳以上	10 ポイント	<ol style="list-style-type: none"><li>見守りセンター研修への参加</li><li>認知症センター養成講座の受講</li><li>市に登録のある認知症カフェへの参加</li><li>コミュニティ健康運動パートナー養成研修（生きがい健康体育大学）の受講</li><li>市主催行事への参加（元気輝きポイントマークがあるもの）</li></ol>
65歳以上	10 ポイント	<ol style="list-style-type: none"><li>特定健診、基本健診、各がん検診、人間ドックの受診（令和7年度受診分で、健診項目ごとにポイントを付与）</li><li>国民健康保険被保険者の特定保健指導への参加</li></ol>
	30 ポイント	<ol style="list-style-type: none"><li>老人クラブへの登録（年1回）（令和7年4月1日時点で、市老人クラブ連合会への登録が必要）</li></ol>
	300 ポイント	<ol style="list-style-type: none"><li>お元気ポイント（令和7年4月～令和8年3月末までに77歳となる方）</li></ol>

※1 「通いの場」とは、地域包括ケア推進課へ登録された介護予防に効果的な体操を週1回実施している自主的な集まりです。

※2 生涯学習パスポートのポイントとの重複はできません。

※3 いきいき健康づくり施設とは、市が指定する施設で、東広島運動公園、スポーツ交流センターおりづる（スポーツ施設）、黒瀬屋内プール、安芸津 B&G 海洋センター、福富パークゴルフ場、河内パークゴルフ場の6施設です。



↑元気輝きポイントマーク

## ポイント数を変更しました

詳細は、前ページの元気輝きポイントの対象となる活動とポイント数の一覧をご覧ください。

変更内容	変更前	変更後
ポイント数	支えるポイント／20 ポイント	支えるポイント／30 ポイント



## (2)元気輝きポイント制度団体登録の要件

- ① 地域住民で主体的に行う、高齢者への生活支援の支え合い活動  
連絡窓口、利用方法が明確で、支援者が5名以上あり、1か月以上の活動実績があるもの。
- ② 地域住民で定期的に行う、高齢者の見守り活動  
活動者が5名以上で特定でき、年6回以上高齢者の見守り活動を行っているもの。
- ③ 地域住民で主体的に行う、高齢者への配食活動  
活動者が特定でき、年2回以上10人以上に対して活動を行っているもの。(敬老会は除く)
- ④ 地域サロン  
参加する高齢者(65歳以上)が5名以上、1回2時間程度の活動で、継続して活動している地域サロン。
- ⑤ 「通いの場」  
地域包括ケア推進課に登録している「通いの場」。
- ⑥ 地域住民催の高齢者の趣味活動及びスポーツ活動
  - ・参加する高齢者(65歳以上)が5名以上、1回2時間程度の活動で、継続して開催している趣味活動及びスポーツ活動。
  - ・参加する高齢者(65歳以上)が5名以上で、継続して児童の登下校の見守り活動を行っているもの。(自動車での巡回やパトロール活動は除く)
- ※「生涯学習パスポート」のポイント付与を受ける活動には、元気輝きポイントは付与できません。
- ⑦ 市の登録を受けた市民運営の認知症カフェ  
「東広島市認知症カフェ」として登録する必要があります。

※参加する高齢者又は活動者のポイント手帳取得は任意です。

### ●登録にあたり次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 元気輝きポイント制度の趣旨を理解している団体であること
- (2) 活動の趣旨が、介護予防、地域の支え合い活動につながるものであること
- (3) 運営主体が地域住民で、市民を対象とした活動であり、活動場所も市内であること
- (4) ポイントに関する業務を虚偽なく、団体で責任もって管理できること
- (5) 年間の活動計画、活動報告を別に示す様式で提出すること  
(活動回数、参加人数、活動場所等)
- (6) 責任者、副責任者2名が明確であること
- (7) 登録団体として公表することを了承していること
- (8) 活動の新たな参加希望者を可能な範囲で受け入れる団体であること
- (9) 暴力団、政治、宗教活動ではないこと
- (10) 「生涯学習パスポート」のポイント対象活動ではないこと
- (11) 営利を目的とした活動ではないこと



## 2 ポイント管理責任者、副責任者の役割について

ポイント管理責任者・副責任者は、市との連絡・調整役となり、メンバーへの周知や、計画書・実績報告書等の作成・提出を行う責任者として、原則1年間続けてください。また、ポイント管理責任者・副責任者が変更となった場合は、新しい責任者への引き継ぎをお願いします。

(会場準備・片づけなどのお世話役は、ポイント管理責任者に限定せず、なるべくメンバー全員で分担して行ってください。)

### ① ポイントスタンプの管理

各団体に1つ、団体番号が入ったスタンプとスタンプ台を渡します。次年度も活動を継続する場合は、引き続きご使用ください。押印の際に、スタンプの色が薄くなってきた場合はお知らせください。紛失しないよう管理をお願いします。

### ② 活動への参加

毎回、責任者又は副責任者のどちらか1名は、活動に参加して実績を確認してください。参加できない場合は、参加者の把握を責任を持って行ってください。

### ③ 参加者のポイントスタンプの押印

毎回活動終了時に、ポイント手帳の該当ページへスタンプの押印と、活動日の記入をしてください。



### ④ 活動に関する変更の申請

申請時に提出した活動内容や団体代表者、ポイント管理責任者などに変更があった場合は、速やかに変更申請書を提出してください。(変更日を遡ることはできません。)

ポイント管理責任者・副責任者が変更となった場合、市が変更申請書を受理する前に、変更後の方でポイントを付与することはできません。

また、団体番号 C(高齢者への支援活動)や団体番号 E(認知症カフェ)の活動支援者の変更(増減)も同様です。

#### 【提出書類】

別記様式第10号 元気輝きポイント制度団体登録変更申請書

別記様式第4号(第4条関係) 支援者名簿(団体番号 C・E のみ)

## ⑤ 活動実施報告書の提出

**※9月中旬頃にお知らせを送付します。**

1年間の活動終了後、活動実施報告書を提出してください。

【提出書類】

別記様式第7号 元気輝きポイント対象活動等実施報告書

※地域の支え合い活動等(登録番号のアルファベットが「C」又は「E」の団体活動)実績が具体的にわかる書類

## ⑥ 翌年度の活動計画書、ポイント手帳交付申請者名簿の提出

**※5月下旬頃にお知らせを送付します。**

翌年度(10月以降)も元気輝きポイント制度に継続して参加する場合は、活動継続届出書を提出してください。また、地域の支え合い活動等(登録番号のアルファベットが「C」又は「E」の団体については、別記様式第4号 支援者名簿も提出してください。)

また、ポイント手帳を持っていない人で新年度からポイント手帳の交付を希望される方については、ポイント手帳交付申請者名簿を提出してください。すでに手帳を持っている人については手帳交付申請者名簿の提出は不要です。

【提出書類】

別記様式第17号 元気輝きポイント制度活動継続届出書

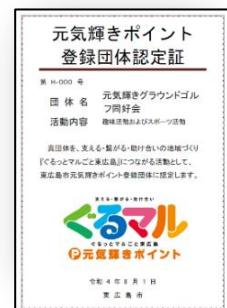
別記様式第4号 支援者名簿(団体番号 C・E のみ)

別記様式第14・15号 元気輝きポイント手帳交付申請書及び申請者名簿

## ⑦ 登録団体認定証の管理

活動時には、登録団体認定証を活動場所等で掲示してください。

また、紛失しないように気を付けてください。



## ⑧ 市役所との連絡窓口

ポイント制度について、地域包括ケア推進課から連絡する場合がありますので、団体メンバーへの周知など、ご協力をよろしくお願いします。

※「市民ポータルサイト」に登録することで、メールや LINE で市からのお知らせが届きます。また、元気輝きポイント制度に関する団体の手続き(継続届や実施報告の提出)にも利用することができます。新たに市民ポータルサイトへの登録を希望される方は地域包括ケア推進課まで、お問い合わせください。

### 3 ポイント手帳の使い方について

元気輝きポイント手帳は、1年間に1人1冊お渡しします。表紙に、名前を記載していますので、ほかの人の手帳と間違えないように、各自で管理をお願いします。

手帳のページは、次のように分かれています。

- 「元気輝きポイント」事前アンケート…手帳 1 ページ
- ポイント制度の説明、スタンプ押印についての留意点…手帳 2~4 ページ
- 対象となる活動、ポイント数の上限、報奨金額等…手帳 5~7 ページ
- 必読事項…手帳 8 ページ
- ポイントスタンプの説明・押印欄 …手帳 9~30 ページ
- 「元気輝きポイント」事後アンケート …手帳 31 ページ
- 口座振込依頼書 …手帳 32 ページ



ポイント管理責任者・副責任者の方は、団体の皆さんに対して、手帳の使い方の説明をお願いします。 説明の際には、次のことを必ずお伝えください。

- ①手帳をもらった時、初めに必ず手帳 1 ページの「元気輝きポイント」事前アンケートの記入を行う。
- ②手帳中の説明ページや必読事項などに目を通す。
- ③手帳裏表紙の「もしものときのために」の欄に氏名等を記入する。
- ④手帳 31 ページの事後アンケートは、市への手帳を提出する前に忘れず記入する。
- ⑤手帳 32 ページの口座振込依頼書の欄は、手帳を落としたり、失くしたりした時に他人に知られる可能性があるので、必ず、市へ手帳を提出する直前に記入する。
- ⑥期間終了時に、手帳に必要事項を記入の上、返信用封筒により市へ提出する。  
(手帳の提出は、団体でまとめずに、個人での提出が基本)
- ⑦手帳を紛失した場合、紛失した手帳に貯めたポイントは無効になる。
- ⑧提出期限以降の手帳提出はできない。一度提出された手帳は返却できない。

## 4 ポイントスタンプの取り扱いについて

- ・ポイントスタンプは、紛失しないように保管してください。
- ・ポイントスタンプは、毎回、活動の都度、ポイント管理責任者(または、副責任者)が、手帳に押印してください。まとめて押印しないでください。
- ・手帳を会場へ持ってくるのを忘れた人がいた場合、活動の実績が確実に確認できる際は、後日の押印も可能です。その際、記入する日付は、スタンプを押印した日ではなく、活動した日の日付を記入してください。
- ・次の 3 つの要件全てに該当する場合、追加交付(1 個)が可能ですのでご相談ください。
  - ①会員数又は 1 回当たりの参加者数が 50 名以上である
  - ②活動回数が月 1 回以上の計画である
  - ③活動場所や活動日などで団体を分け、一方を新たな団体として登録することが難しい

## 5 同一活動日のポイント付与の制限について

ポイントスタンプのページは次のように分かれています。

- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| ①「支えるポイント」30 ポイント                  | 手帳 9~12 ページ  |
| ②「支えるポイント」30 ポイント(参加をサポートする活動)     | 手帳 13~15 ページ |
| ③「参加ポイント」(65 歳以上対象)10 ポイント         | 手帳 16~22 ページ |
| ④「市主催行事等ポイント」10 ポイント               | 手帳 23~28 ページ |
| ⑤「市主催行事等ポイント」(健診受診等)10 ポイント        | 手帳 29 ページ    |
| ⑥「市主催行事等ポイント」(老人クラブ登録等)30・300 ポイント | 手帳 30 ページ    |

- ・支えるポイントと、参加ポイント及び市主催行事等ポイントは、それぞれ、1 日 1 活動がポイントの対象です。  
ただし、健診受診及び特定保健指導については、同日でもポイントを付与できます。
- ・同一団体の活動で、支えるポイントの「ポイント管理責任者活動(30 ポイント)」と「地域サロン、通いの場、趣味活動及びスポーツ活動に一人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動(30 ポイント)」、参加ポイントの「地域サロン、通いの場、趣味活動及びスポーツ活動(10 ポイント)」は、重複してポイント付与できません。

【備考】 地域サロン、通いの場、趣味活動及びスポーツ活動は、1回あたりの活動の半分以上の時間に参加していないとポイント付与できない。

## 6 ポイントスタンプの押し方について

- ・スタンプは1活動に1回押してください。  
(ポイント数によって押印数は変わりません。例えば30ポイントの場合は、30ポイントのページに1つ押します。3つ押すのは誤りです。)
- ・スタンプを押す際、活動ごとのページ欄が不足した場合は、同じポイント数の予備と書いてあるページへ押してください。
- ・スタンプは、枠からはみ出ないように、また、記入した日付が見えるように押しましょう。

### よい押し方

参加ポイント(65歳以上)				10 ポイント
ぐるマル A 000	ぐるマル A 000	000A 11月9日		50
10月25日	11月5日	11月9日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
スタンプは左から右へ、1段目がいっぱいになったら次の段へ押す				100
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	200
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

スタンプの上下を反対に押してしまっても  
そのままでよい

### こんな押し方にはご注意ください ~ポイント付与の対象となりません~

#### 参加ポイント(65歳以上) 10 ポイント

ぐるマル A 000	ぐるマル A 000	ぐるマル A 000	ぐるマル A 000	ぐるマル A 000
日付が見えない	ぐるマル A 000	11月	月 日	月 日
枠からはみ出す	ぐるマル A 000	ぐるマル A 000	スタンプが重なる	スタンプが薄くて 団体番号が読みとれない
・スタンプ押印のページが違う場合 ・スタンプを欄外または枠外に押印している場合 ・スタンプの押印はあっても活動した日付のない場合 ・スタンプの押印が不明瞭な場合 ・活動日の日付が不明瞭な場合	など	150	200	など

・ポイント管理責任者・副責任者(支えるポイント)と地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動の参加者(参加ポイント)は、スタンプを押すページが違いますのでご注意ください。

ポイント管理責任者・副責任者は10ページ以降の「支えるポイント」30ポイントに、  
地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動の参加者(65歳以上)は17ページ以降の「参加ポイント」10ポイントにスタンプを押してください。

#### 【ポイント管理責任者・副責任者】

支えるポイント					30 ポイント
月	日	月	日	月	日
					150
					300
					450
					600
	510				
月	日	月	日	月	日

#### 【介護予防活動参加者】

参加ポイント(65歳以上)					10 ポイント
月	日	月	日	月	日
					250
					300
					350
					400
月	日	月	日	月	日



地域サロン・「通いの場」・趣味活動及びスポーツ活動の参加者ポイント、いきいき健康づくり施設の利用は17~22ページに押印。

ポイント管理責任者・副責任者は、  
支えるポイントの対象です。  
多くの方が活動に参加しやすいよう  
ご協力をお願いします。



## 7 新型コロナウイルス感染症等感染防止対策について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、インフルエンザなどと同じ5類感染症となりました。日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

このような変更に伴い、活動の実施にあたっては、体調不良時は参加を控える、世話人の方は換気や消毒の実施など、自主的な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する広島県や本市の方針、取扱い等については、各ホームページ等によりご確認ください。

## 8 その他

元気輝きポイント制度に関する書類が必要な場合は、様式集にある必要なページをコピーして使用するか、地域包括ケア推進課へお問い合わせください。

※市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ>組織から探す>健康福祉部>地域包括ケア推進課>元気輝きポイント制度関係様式

## 様 式 集

**必要なページをコピーしてご使用ください。**

- ・元気輝きポイント制度団体登録変更申請書（別記様式第10号）
- ・支援者名簿（別記様式第4号）  
※登録番号C又はEから始まる団体で使用する書類
- ・元気輝きポイント手帳交付申請書（団体申請用）（別記様式第14号）
- ・元気輝きポイント手帳交付申請者名簿（別記様式第15号）
- ・元気輝きポイント手帳再発行申請書（別記様式第16号）
- ・元気輝きポイント制度活動継続届出書（別記様式第17号）
- ・元気輝きポイント対象活動等実施報告書（別記様式第7号）
- ・元気輝きポイント制度団体登録 休止・再開・抹消 申請書（別記様式第11号）



東広島市長様

団体名

団体登録番号

団体代表者氏名

電話番号（　　）

## 東広島市元気輝きポイント制度団体登録変更申請書

東広島市元気輝きポイント制度の活動団体として届け出た内容に次のとおり変更しますので、届け出ます。

年月日から変更します		
変更項目	変更前	変更後
団体名		
団体の活動場所	名称	名称 所在地 電話
団体代表者	氏名	氏名 住所 電話
ポイント管理責任者	氏名	氏名 住所 電話 市民ポータルサイトによる連絡を希望 (する・しない) ※どちらかに○を記入
ポイント管理副責任者	氏名	氏名 住所 電話
活動内容 (回数・時間など)		
その他 (高齢者への支援活動の支援者異動は、支援者名簿を添付)		

※ 変更する項目のみ記載してください。

## 【留意事項】

本市が登録内容変更申請書を受理する前に、変更後の内容でポイントを付与することはできません。

【東広島市確認欄】  健康かるて入力  団体一覧入力  その他（　　）

## 記入例

様式第10号（第5条関係）

令和5年 4月 9日

東広島市長 様

団 体 名 地域サロン「元気輝き」

団体登録番号 A-360

団体代表者氏名 東広島 市郎

電話番号 (082) 420-0984

### 東広島市元気輝きポイント制度団体登録変更申請書

東広島市元気輝きポイント制度の活動団体として届け出た内容に次のとおり変更しますので、届け出ます。

令和5年 4月 15日から変更します		
変更項目	変更前	変更後
団体名		
団体の活動場所	名称	名称 所在地 電話
団体代表者	氏名	氏名 住所 電話
ポイント管理責任者	氏名	氏名 住所 電話
		市民ポータルサイトによる連絡を希望 (する・しない) ※どちらかに○を記入
ポイント管理副責任者	氏名 西条 北郎	氏名 西条 南 住所 西条町●町1-○ 電話 (082) 423-●71●
活動内容 (回数・時間など)		
その他 (高齢者への支援活動の支援者異動は、支援者名簿を添付)		

※ 変更する項目のみ記載してください。

#### 【留意事項】

本市が登録内容変更申請書を受理する前に、変更後の内容でポイントを付与することはできません。

【東広島市確認欄】  健康かるで入力

団体一覧入力  その他 (

**支 援 者 名 簿**

高齢者を対象とした支援活動等（支えるポイント活動）の登録団体は必ず提出してください。

この名簿に記載がない人の活動は、ポイント対象になりません。

※この名簿は高齢者を対象とした支援活動を行う方を把握するための名簿です。

（ポイント手帳を作成するための名簿ではありません。）

	名前（ふりがな）	住所
1	ふりがな	東広島市
2	ふりがな	東広島市
3	ふりがな	東広島市
4	ふりがな	東広島市
5	ふりがな	東広島市
6	ふりがな	東広島市
7	ふりがな	東広島市
8	ふりがな	東広島市
9	ふりがな	東広島市
10	ふりがな	東広島市
11	ふりがな	東広島市
12	ふりがな	東広島市
13	ふりがな	東広島市
14	ふりがな	東広島市
15	ふりがな	東広島市

※欄が不足する場合には、コピーして全員分を記入してください。

## 記入例

別記様式第4号（第4条関係）

### 支援者名簿

高齢者を対象とした支援活動等（支えるポイント活動）の登録団体は必ず提出してください。  
この名簿に記載がない人の活動は、ポイント対象になりません。  
※この名簿は高齢者を対象とした支援活動を行う方を把握するための名簿です。  
(ポイント手帳を作成するための名簿ではありません。)

	名前（ふりがな）	住所
1	ふりがな ひがしひろしま しろう <b>東広島 市郎</b>	東広島市 <b>西条●●町12-3</b>
2	ふりがな さいじょう きたろう <b>西条 北郎</b>	東広島市 <b>西条●●町45-6</b>
3	ふりがな ひがしひろしま いちこ <b>東広島 市子</b>	広島市 <b>西条●●町78-9</b>
4	ふりがな さいじょう きたこ <b>西条 北子</b>	東広島市 <b>西条▲▲町1-2</b>
5	ふりがな ほうかつ てるこ <b>包括 輝子</b>	東広島市 <b>西条▲▲町3-4</b>
6	ふりがな ほうかつ もとこ <b>包括 元子</b>	東広島市 <b>西条▲▲町3-4</b>
7	ふりがな ひがしひろしま はなみ <b>東広島 花実</b>	東広島市 <b>西条▲▲町5-6</b>
8	ふりがな さいじょう てるみ <b>西条 照美</b>	東広島市 <b>西条××町7-8</b>
9	ふりがな やまもと まるみ <b>山本 ○美</b>	東広島市 <b>西条××町9-10</b>
10	ふりがな やまもと かくお <b>山本 □男</b>	東広島市 <b>西条××町9-10</b>
11	ふりがな	東広島市
12	ふりがな	東広島市
13	ふりがな	東広島市
14	ふりがな	東広島市
15	ふりがな	東広島市

※欄が不足する場合には、コピーして全員分を記入してください。

団体申請用

年 月 日

東広島市長様

団体名

団体登録番号

ポイント管理責任者氏名

電話番号（ ）――

東広島市元気輝きポイント手帳交付申請書

東広島市元気輝きポイント制度実施要領第7条の規定により、元気輝きポイント手帳の交付を申請します。

■交付申請者名

（申請者 別紙のとおり）

■団体登録番号（ ）団体名

No. \_\_\_\_\_

	ふりがな 名前	生年月日	住所	交付番号等 ※市で記入
1	ふりがな	M・T・S	東広島市	
2	ふりがな	M・T・S	東広島市	
3	ふりがな	M・T・S	東広島市	
4	ふりがな	M・T・S	東広島市	
5	ふりがな	M・T・S	東広島市	
6	ふりがな	M・T・S	東広島市	
7	ふりがな	M・T・S	東広島市	
8	ふりがな	M・T・S	東広島市	
9	ふりがな	M・T・S	東広島市	
10	ふりがな	M・T・S	東広島市	
11	ふりがな	M・T・S	東広島市	
12	ふりがな	M・T・S	東広島市	
13	ふりがな	M・T・S	東広島市	
14	ふりがな	M・T・S	東広島市	
15	ふりがな	M・T・S	東広島市	

※記入欄が不足する場合は、コピーしてご使用ください

年 月 日

東広島市長 様

### 申請者住所

氏 名

生年月日

電話番号 ( )

年 月

三

## 住所

氏名

電話

## 申請者との関係

## 東広島市元気輝きポイント手帳 再発行申請書

東広島市元気輝きポイント制度のポイント手帳を、再交付してください。

なお、ポイント手帳が再交付されたことにより、再交付前に交付されていたポイント手帳及び貯まっていたポイントについては無効となることに同意します。

## 再交付を希望する理由

(該当する数字に○を付けて、カッコ内に具体的な状況を記入してください。)

## 1 紛失

## 2 破損・汚損

### 3 その他

### 【確認欄】

□ 当初発行日 年 月 日

□ 年齢区分マーク ( ★ • 通常 • ※ )

□ 老人クラブ加入（有・無）

東広島市長様

団 体 名  
 団体登録番号  
 ポイント管理責任者氏名  
 電 話 番 号 ( )

## 年度東広島市元気輝きポイント制度活動継続届出書

年10月1日からの活動について、次のとおり団体登録を更新します。

## 1. 活動内容等（予定している活動内容を記入してください。）

活動内容	
活動人数	人

## 2. 登録内容の変更の有無（どちらかに○を記入してください。）

<input type="radio"/> 変更なし	<input type="radio"/> 変更あり	※3.登録内容の該当項目に記入してください。
----------------------------	----------------------------	------------------------

## 3. 登録内容（変更がある項目のみ登録変更内容の欄に記入してください。）

項目	登録内容	登録変更内容（10月1日から）
☆団体名		
団体代表者		氏名 住所 電話
ポイント管理 責任者		氏名 住所 電話  市民ポータルサイトによる連絡を希望 (する・しない) ※どちらかに○を記入
ポイント管理 副責任者		氏名 住所 電話

裏面へ続く

☆活動場所 (会場名)		場所 所在地 電話
☆活動日		
☆活動時間		
☆参加方法		①直接活動場所へ ②事前に連絡する ※①②のどちらかに○を記入 ②を選択した場合 連絡先氏名等 ( ) 電話・FAX・メールアドレス等 ( )

☆の項目（個人の氏名、連絡先を除く）は、市ホームページや活動団体一覧等で公表されます。

## 記入例

東広島市長様

令和6年6月3日

団体名  
団体登録番号  
ポイント管理責任者氏名  
電話番号

地域サロン「元気輝き」  
A-360  
東広島市郎  
(082) 420-0984

年間の活動内容を記入してください。

令和6年度東広島市元気輝きポイント制度活動継続届出書

令和6年10月1日からの活動について、次のとおり団体登録を更新します。

1. 活動内容等（予定している活動内容を記入してください。）

活動内容	健康講座（血圧）、しめ縄づくり、書初め、健康講座、ひな祭り、お花見、熱中症予防についての学習会、出前講座など	
活動人数	10	人

現時点の団体会員数を記入してください。  
(各団体登録要件の該当者で、手帳の有無は問いません。)

2. 登録内容の変更の有無（どちらかに○を記入してください。）

変更なし

変更あり

※3. 登録内容の該当項目に記入してください。

3. 登録内容（変更がある項目のみ登録変更内容の欄に記入してください。）

項目	登録内容	登録変更内容（10月1日から）
☆団体名	地域サロン「元気輝き」	登録内容に変更がある場合に記入してください。（変更は10月1日からです。） 10月1日より前の団体登録内容の変更は、別途手手続きが必要となりますのでご連絡ください。）
団体代表者	東広島市郎	氏名 住所 電話
ポイント管理責任者	東広島市郎	氏名 東広島花子 住所 東広島市西条町〇〇1234-5 電話 (090) 1234-5678 市民ポータルサイトによる連絡を希望する（しない）※どちらかに○を記入
ポイント管理副責任者	西条北郎	氏名 住所 電話

裏面へ続く

☆活動場所 (会場名)	○○集会所	場所 所在地 電話
☆活動日	毎月第2火曜日	毎月第2火曜日と毎月第3水曜日
☆活動時間	10時～14時	毎月第2火曜日は10時～14時 毎月第3水曜日は13時～16時
☆参加方法	直接会場へ	<p>新規で参加したい 方への参加方法の 案内となります。</p> <p>①直接活動場所へ ②事前に連絡する ※①②のどちらかに○を記入 ②を選択した場合 連絡先氏名等（東広島 花子） 電話・FAX・メールアドレス等 (090) 1234-5678</p>

☆の項目（個人の氏名、連絡先を除く）は、市ホームページや活動団体一覧等で公表されます

東広島市長様

団体名  
団体登録番号  
ポイント管理責任者氏名  
電話番号 ( )

## 年度東広島市元気輝きポイント対象活動等実施報告書

東広島市元気輝きポイント制度実施要領第4条第3項の規定により、次のとおり報告します。

団体名				
主な活動内容				
ポイント制度の効果 (いずれかに○をつけてください。)	①新規の参加者は増えましたか。	増えた	・ 変化なし	・ 減った
	②参加意欲の向上につながりましたか。（出席率の向上）	向上した	・ 変化なし	・ 向上しなかった
	③体力の維持、向上につながりましたか。	向上した	・ 維持した	・ 向上しなかった
	④その他（ポイント制度又は活動の効果、気づきがあれば、記入してください。）			
	活動人数 (9月末の団体人数)	人		
年間の活動人数 (延べ人数)	延べ	人		
年間の活動回数	回			

# 記入例

別記様式第7号（第4条関係）

令和6年10月15日

東広島市長様

団体名 地域サロン「元気輝き」  
団体登録番号 A-360  
ポイント管理責任者氏名 東広島市郎  
電話番号 (082)420-0984

スタンプに記載  
のアルファベットと番号を記入  
してください。

1年間（10月から翌年9月まで）の活動内容を具体的に記入してください。活動内容が分かる資料を添付いただいても構いません。

東広島市元気輝きポイント対象活動等実施報告書

東広島市元気輝きポイント制度実施要領第4条第3項の規定により、次のとおり報告します。

団体名	地域サロン「元気輝き」				
主な活動内容	<p>毎月、サロンの開始時に歌、体操を行い先月以降にあった出来事などをお互いに話した。その後各月に計画していた活動を行った。 (10月ペタンク体験、11月体操、12月クリスマス会、1月しめ縄作り、2月健康講座、3月茶話会、4月お花見、5月出前講座、6月カラオケ、7月七夕飾り作り、8月熱中症予防の学習会、9月脳トレ)</p>				
ポイント制度の効果 (いずれかに○をつけてください。)	①新規の参加者は増えましたか。	増えた	・ 変化なし ・ 減った		
	②参加意欲の向上につながりましたか。（出席率の向上）	向上した	・ 変化なし ・ 向上しなかった		
	③体力の維持、向上につながりましたか。	向上した	・ 維持した ・ 向上しなかった		
	④その他（ポイント制度又は活動の効果、気づきがあれば、記入してください。）	<p>今まで参加していなかった高齢者にポイント対象活動であることを伝えると、「参加してみよう」となり、5人の新たな会員が加わった。 これまで寒くなると参加者が減っていたが、「ポイントを集めるために行こう」と欠席者が少なくなった。</p>			
活動人数 (9月末の団体人数)	15人				
年間の活動人数 (延べ人数)	延べ 162人				
年間の活動回数	24回				

1年間（10月から翌年9月まで）の活動人数の合計を記入してください。

1年間（10月から翌年9月まで）の活動回数の合計を記入してください。

東広島市長様

団体名  
団体登録番号  
団体代表者氏名  
電話番号（ ）

東広島市元気輝きポイント制度団体登録  
休止  
再開  
抹消  
申請書

東広島市元気輝きポイント制度の団体としての登録を 年 月 日付けで、（休止・再開・辞退）します。

休止の場合  交付を受けたスタンプを返却します。

再開の場合  活動計画書を提出します。

辞退の場合  交付を受けたスタンプ、認定証を返却します。

#### 理由

#### 【東広島市確認欄】

- スタンプの交付・返却 有／無 ( )  
 認定証の返却 有／無 ( )  
 実績報告書の提出 有／無 ( )  
 団体一覧入力 濟  登録申請書他整理  
 その他 ( )

## 記入例

別記様式第11号（第6条関係）

### （団体登録をやめる場合）

令和6年 5月 1日

東広島市長 様

団 体 名 地域サロン「元気輝き」  
団 体 登 録 番 号 A-360  
団 体 代 表 者 氏 名 東広島 市郎  
電 話 番 号 (082) 420-0984

東広島市元気輝きポイント制度団体登録

休止 再開 申請書  
抹消

東広島市元気輝きポイント制度の団体としての登録を**令和6年5月31日**付けて、（休止・再開・  
辞退）します。

休止の場合  交付を受けたスタンプを返却します。

再開の場合  活動計画書を提出します。

辞退の場合  交付を受けたスタンプ、認定証を返却します。

#### 理由

**サロン会員の人数減少のため（サロン会員が5名を下回り、今後の増員が見込まれないため。）**

#### 【東広島市確認欄】

- スタンプの交付・返却 有／無 ( )  
 認定証の返却 有／無 ( )  
 実績報告書の提出 有／無 ( )  
 団体一覧入力 濟  登録申請書他整理  
 その他 ( )